

令和 8 年度 健康福祉委員会資料

1 令和 8 年第 3 回定例会提出予定議案の説明

(4) 議案第 117 号 川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する 条例の制定について

資料 1 議案第 117 号 川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

資料 2 新旧対照表

令和 8 年 8 月 2 7 日

健 康 福 祉 局

(長寿社会部 高齢者在宅サービス課)

議案第 117 号 川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

老人福祉・地域交流センターの利用料金の上限額を改定するため改正するもの

1 改正内容

地域交流センター事業施設利用料の上限額の改定

種 別	現 行	改定後
ホール（種別及び利用時間区分に応じて）	1, 2 2 0 円 ～ 1 9, 4 0 0 円	1, 3 4 0 円 ～ 2 1, 3 1 0 円
大広間・多目的室（種別及び利用時間区分に応じて）	8 1 0 円 ～ 1 0, 5 6 0 円	8 9 0 円 ～ 1 1, 6 0 0 円
工作室（利用時間区分に応じて）	6 1 0 円 ～ 2, 0 3 0 円	6 7 0 円 ～ 2, 2 3 0 円
料理室（利用時間区分に応じて）	9 1 0 円 ～ 3, 0 4 0 円	1, 0 0 0 円 ～ 3, 3 4 0 円
和室（種別及び利用時間区分に応じて）	4 0 0 円 ～ 2, 0 3 0 円	4 4 0 円 ～ 2, 2 3 0 円

2 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日から施行

川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後						改正前									
○川崎市老人福祉・地域交流センター条例 平成17年 9 月30日 条例第78号						○川崎市老人福祉・地域交流センター条例 平成17年 9 月30日 条例第78号									
別表（第10条関係） 地域交流センター事業施設利用料						別表（第10条関係） 地域交流センター事業施設利用料									
種別			金額				種別			金額					
			午前	午後	夜間	全日				午前	午後	夜間	全日		
			9 時～ 12 時	1 時～ 4 時	5 時～ 9 時	9 時～ 9 時				9 時～ 12 時	1 時～ 4 時	5 時～ 9 時	9 時～ 9 時		
ホ ー ル	かわさき		5,030円	5,030円	6,720円	16,780円	ホ ー ル	かわさき		4,580円	4,580円	6,110円	15,270円		
	高津	区画しない場合	6,360円	6,360円	8,590円	21,310円		高津	区画しない場合	5,790円	5,790円	7,820円	19,400円		
		区画 する 場合	ホールA	2,900円	2,900円	3,910円			9,710円	区画 する 場合	ホールA	2,640円	2,640円	3,560円	8,840円
			ホールB	1,340円	1,340円	1,780円			4,460円		ホールB	1,220円	1,220円	1,620円	4,060円
			ホールC	2,120円	2,120円	2,900円			7,140円			ホールC	1,930円	1,930円	2,640円
大 広 間 ・ 多 目 的 室	かわさき	大広間	2,460円	2,460円	3,350円	8,270円	大 広 間 ・ 多 目 的 室	かわさき	大広間	2,240円	2,240円	3,050円	7,530円		
		多目的室	890円	890円	1,230円	3,010円			多目的室	810円	810円	1,120円	2,740円		
	高津	区画しない場合	3,460円	3,460円	4,680円	11,600円		高津	区画しない場合	3,150円	3,150円	4,260円	10,560円		
		区画 する 場合	大広間	2,120円	2,120円	2,900円			7,140円	区画 する 場合	大広間	1,930円	1,930円	2,640円	6,500円
			多目的室	1,340円	1,340円	1,780円			4,460円		多目的室	1,220円	1,220円	1,620円	4,060円

改正後						改正前					
工 作 室	かわさき	<u>670円</u>	<u>670円</u>	<u>890円</u>	<u>2,230円</u>	工 作 室	かわさき	<u>610円</u>	<u>610円</u>	<u>810円</u>	<u>2,030円</u>
	高津						高津				
料 理 室	かわさき	<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,340円</u>	<u>3,340円</u>	料 理 室	かわさき	<u>910円</u>	<u>910円</u>	<u>1,220円</u>	<u>3,040円</u>
	高津						高津				
和 室	かわさき	<u>440円</u>	<u>440円</u>	<u>610円</u>	<u>1,490円</u>	和 室	かわさき	<u>400円</u>	<u>400円</u>	<u>560円</u>	<u>1,360円</u>
	高津						高津				
備考 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。						備考 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。					